

米軍のオスプレイ配備、岩国基地への陸揚げに断固抗議し、 一時駐機、普天間基地への配備の中止を求める決議

本年6月29日、米国は政府に対し、沖縄普天間基地の米海兵隊に垂直離着陸大型輸送機MV22オスプレイを配備する通告を行い、政府はこれを容認する方針を明らかにした。オスプレイ12機を7月23日に岩国基地に陸揚げ一時駐機し、8月には普天間基地に配備する予定であり、日本全国の6ルートで夜間も含めた低空飛行を行うことを計画している。

オスプレイは、現在配備されているCH46ヘリに比べ、輸送兵員が2倍の24人、輸送貨物が約4倍の9100Kg、最大速度が約2倍の520Km/h、航続距離が5倍以上の3900Kmとなり、空中給油を行えば沖縄－北朝鮮間の往復や中国への飛行も可能となる高性能の軍事輸送機であり、極めて侵略性の高い兵器である。米国がこのような兵器の配備を行う理由は、日本の防衛、安全保障のためではなく、オバマ大統領の「新防衛戦略」に基づきアジア太平洋・中国への軍事態勢を強化するためである。このような侵略兵器の配備を容認することは、平和国家である我が国において許されないものである。

また、オスプレイは、開発段階から墜落事故を繰り返しており、すでに死者36人と負傷者7人を出しており「未亡人製造機」と呼ばれている。今年4月にはモロッコで2人死亡、6月にはフロリダで5人負傷の墜落事故を起こしている。同機はオートローテーション機能（エンジン停止の際でもプロペラが回転して墜落を避ける機能）が欠如しているなど安全性に構造的欠陥がある。また、モロッコとフロリダで発生した事故は、ヘリモードから固定翼モードに切り替える途中で墜落した事実が明らかになり、構造的な欠陥による疑いが濃厚である。

このような危険な兵器を「世界一危険な基地」である普天間基地に配備し、日本各地で飛行訓練を行うことは、日本国民全体の生命安全を無視する行為であり許されない。この点、全国知事会からも、7月19日、安全性について未だ確認できていない現状では受け入れることはできないとの緊急決議が出されている。オートローテーション機能のないヘリコプターを飛行させることは我が国の航空法で禁止されているが、航空法特例法により、米軍機は航空法の適用を除外されており、オートローテーション機能の欠如した軍用機の飛行も合法とされている。しかし、日米地位協定16条では、在日米軍の日本法令の尊重義務が規定されており、オスプレ

イを日本国内で飛行させることはかかる尊重義務を全く無視するものである。

米国は、CH46ヘリからオスプレイへの配備変更には、日米安全保障条約上の事前協議が不要であると主張し、政府もそれを肯定している。しかし、オスプレイへの変更は、前記のように侵略性の高い兵器への変更であり、安保条約上事前協議が必要な「重要な装備の変更」に該当すると解釈することも可能であり、そうでなくても政府は米国に配備反対を表明すべきである。

安保条約上、それでも我が国が配備を拒否できないというのであれば、安保条約をなくしてこそ、米軍基地強化の策動をやめさせ、基地そのものをなくすことができるという声を全国に広げることが重要となる。

自由法曹団は、オスプレイの配備に断固反対し、同機の岩国基地への陸揚げ、一時駐機と普天間基地への配備を中止することを求める。

2012年7月21日

自由法曹団常任幹事会